

令和5年度町政懇談会議事録

- 1 日 時 令和5年10月13日(金) 15:00~16:50
- 2 場 所 キャッスルきさい 1階多目的室(埼玉県加須市)
- 3 出席者 伊澤町長、徳永副町長、平岩副町長、舘下教育長、横山復興推進課長、藤本建設課長、中里住民生活課長、相楽健康福祉課長、中野農業振興課長、朝田戸籍税務課長、木幡教育総務課長兼生涯学習課長、鈴木秘書広報課主幹、松原支援員(13人)

4 町民出席者 28人

5 町長あいさつ概要

今年度の町政懇談会は、残る帰還困難区域の避難指示解除に向け、先行的に下長塚及び三字行政区で除染を実施することとなった特定帰還居住区域復興再生計画について、令和6年度町税の課税の方向性について、除染後農地の保全管理から営農再開について、町内のごみの出し方について、お墓参りの際のコールセンターの受付について説明し、町政全般について皆さまからのご意見をお伺いしたい。

○町内復興の取り組みについて

1) 駅西地区生活拠点等の整備については、町民の皆さまの帰還や就業者、移住者向けの生活環境を整備している駅西住宅は、戸建住宅30戸、集合住宅56戸の計86戸を県が代行して段階的に進めており、北エリアについては全39戸の建設が完了した。現在39戸のうち35戸に入居されている。南エリア47戸については、昨今の世界情勢の大幅な変化により資材調達に時間を要し、当初予定から7カ月遅れの令和6年5月末入居予定となっている。南エリアについては、全47戸のうち事前登録にて15戸が入居予定となっており、残りの32戸については、令和6年1月頃を目途に入居者の募集を開始する予定。

2) 駅東地区の整備については、復興まちづくり計画(第三次)において旧町体育館跡地に商業施設の整備や国登録有形文化財に指定された旧田中医院の洋館を活用した交流の場の創出など、駅前から双葉厚生病院までの通りを町が先行して整備を行い、そこから波及して民間事業者などが参入し駅東に広がっていきけるような方策などを検討し進めていく。

駅東周辺での商業施設の整備については、現在、建物の設計をしている。商業施設の担い手となる事業者の公募を行い、3件の業者と現在調整を行い、令和7年度のオープンを目指して進めている。

また、役場庁舎隣接地へ小売店の整備も計画しており、町民の皆さんの生活環境の向上につなげていきたいと考えている。

3) 特定復興再生拠点区域内の営農再開への取り組みについては、除染後の農地は、羽鳥地区をはじめ町内6地区において、営農再開に向けた保全管理が行われている。本事業は、原則避難指示解除後3事業年度とされている。本町においては令和6年度までがその実

施期間となっている。

令和 2 年度に策定した双葉町地域営農再開ビジョンにより、令和 7 年度の営農再開に向け、地区ごとの話し合いによる地区の担い手選定や営農計画づくりを支援していく。特定復興再生拠点区域外の農地については、除染後に営農再開できるように、避難指示解除された地区同様、地区での話し合いによる営農計画づくりが進められるように支援していく。

4) 町内の防災対策については、今年度から防災行政無線を運用開始し、防災情報を屋外スピーカーや各家庭に貸し出し可能な戸別受信機を通じてお知らせする。災害が発生した場合には必要に応じて町コミュニティセンターや産業交流センターに避難所を開設する。本年 8 月には、地域の安全・安心を守るため双葉町消防団の基幹分団である第 1 分団と第 2 分団の拠点となる消防屯所を先行的に整備し完成した。

5) 町内の学校再開については、町内に町民の方が戻るとともに、新しい町民の方が転入され、それぞれの暮らしがはじまっている。現在町内にお住まいの世帯の中にも就学児童・生徒がおり、浪江町の学校へ区域外就学している。

町内での学校再開へ向けた取組みにつきましては、本年 5 月に双葉町学校設置検討委員会を立ち上げ、町内での学校再開に向けて、学校教育の在り方や再開時期等について検討を進めている。

○高速道路通行料金、医療費の一部負担等の免除について

高速道路の無料措置については、無料措置期間が延長となり新しい通行カードがお手元に届いていることと思いますが、さらに延長となるよう引き続き国に求めていく。

また、医療費の一部負担金等の免除、その他、現在実施されている町民に必要な生活再建に係る支援等についても引き続き継続されるよう、国及び県、関係機関に働きかけていく。

6 説 明

- ①特定帰還居住区域復興再生計画について（中里住民生活課長）
- ②令和 6 年度町税の課税の方向性について（朝田戸籍税務課長）
- ③農地の保全管理から営農再開について（中野農業振興課長）
- ④町内のごみの出し方について（中里住民生活課長）
- ⑤お墓参りの際のコールセンター受付について（中里住民生活課長）

7 懇談概要

（下長塚：男性）

農地保全管理について、先ほど担当課長より令和 6 年度で終わり、令和 7 年度から本格的な営農再開を目指すとの説明であるが、現実的にできるのか。現在、6 地区で農地保全管理を行っているが、下長塚地区においては、農地 46 ヘクタールを 5 人、トラクター 4 台にて保全管理を実施している。令和 7 年度から保全管理事業がなくなると、個人で農

機具持っている人も少ないので、自己管理で農地を守っていくのかも含め、本当に営農再開をできるのか町の考えをお聞きしたい。

(中野農業振興課長)

本当に営農再開できるのかどうかということですが、各農家の方が町に戻って営農再開は難しいと思われる。今回説明したのは、地区の方に集まっていただいて地区の農業をどうするのかを話し合っていたら、その中で誰か農業をやる方が手を挙げていただければいいですし、複数人集まってやれるとなれば、やっていただくこともあるかと思う。一方で、双葉町で野菜を作りたいという農業法人が意向を示している。聞いている内容では約80ヘクタールを求めている。浪江町、大熊町でも農業法人が入っていて、まずは町としては農地を荒らしたくない、震災から十数年経っており、担い手となる農業者の皆さんは当時現役の方も高齢になっている。今から農業経営をやっていこうという方もいる。その中で農地を貸したい売りたい方もいる。地元の農地を荒らさないで守っていききたい、そして農業に意欲のある方がいれば、その方に貸していただき農作物を植え付けていきたいと考えている。

まずは話し合いの中で、誰にやっていただけるのか決めていただき水稻や野菜など、話し合いが発展すればその中で基盤整備、ほ場整備の話になってくると思う。今後、農業の担い手に貸そうとなれば、ほ場区画を大きくしIT技術を取り入れながら効率的な農業を目指せばと思う一方で、コストもかかるということもある。地区の方で話し合いをやっていただき、今後の農業どうするかの話合いをさせていただければと考えている。

それから農地の自己管理という話ですが、借りる方がいればそこで管理ができますし、自分でできる方は作付けして管理ができると思う。一方で地区の用排水路があると思うがその土砂上げができるのかという話がある。震災前は地区の皆さんが人足で管理していたが、皆さん避難中であるため難しい。それではどうするのかということをお聞きして話し合っていたら、町でどうするか検討したい。

(下長塚：男性)

水田というのは、放置すると1年で荒れてしまう、令和7年度に農地は中野課長が言うようになっているのか、どうなってしまうのか、荒れてしまうことを心配している。水田は堤が大事で上羽鳥の琵琶迫ため池は除染した。

我々の新山から長塚の水利は、羽黒と茗荷沢のため池であるが、実際どうなっているのか。下条頭首工も壊れているのではないかと。令和7年度から営農再開と言っても、水が全く来ない状況で営農再開できるのかどうかお聞きしたい。

(中野農業振興課長)

水稻を続けるには水が大事なことである。今、大柿ダム水系については、羽鳥地区の用水路については来年目途がたっている。大柿ダムから松迫を通過して前田川に落とす双葉用水路があるが今修理しているところである。下条頭首工は直して下条用水路の蓋掛け等を

土地改良区がやっている。令和7年度まで間に合わせるようにやっていきたい。

(下条：男性)

天王下に宅地があるが、除草処理を町からの除草剤をいただきやっているが、それだけでは足りないので、除草剤を自分で購入してやっている。自分以外の所で手を付けられないところがあるが、イノシシ被害がある。これらの草刈り等やってくださいとはなかなか言えない。そこでシルバー人材センターなどの組織を活用して、地権者の一部負担により町の助成制度などの取り組みによって管理してもらえないか検討願いたい。

(伊澤町長)

つくば会場でも同じように更地にした後の管理について、質問がありました。基本的に更地になった宅地は個人の所有なので、民のものに官が立ち入ることはできないが、このような特殊事情であるため、除草に関しては何らかの対策を講じなくてはならないと考えている。言われたとおり、シルバー人材センターとか活用できればよいが、今現在95人の帰還住民で組織することは厳しい。専門の業者に交渉をしており、なるべく個人負担の出ないようなことを考えている。時間がかかりますが町として検討したい。皆さんが強制避難ということで遠隔地にいるわけで、なかなか管理ができないことは承知しているので、代行でやれる方法を考えていきたい。

(長塚一：男性)

寺内前の公営墓地の件ですが、枯れた花がフェンス外の道路周りに散乱しているので、水道蛇口あたりにゴミ箱を設置してもらえないか。特に北側の方に散乱、見栄えも良くないのでお願いしたい。

(中里住民生活課長)

持ち帰って検討させてほしい。

(細谷：女性)

双葉町役場行きましたが、ちょっと寂しく感じた。皆さんパソコンばかり見て、役場に来た人を見てくれない。最近何回も役場に行っているので各課の配置が少し分かったが、初めて行った時どこに何課があるか分からないので、案内する職員を置いてほしい。

もう一点、細谷のことですが、5軒だけ残っている。解除になったらどこに行ったらいいのか。今は、特例で細谷の区長さんはじめ役員の方は、中間貯蔵施設の中に土地があった方々である。色々な連絡事が、区長さんの判断で私たちに連絡がこない状況。同じ思いをする地区の方と話したが、これから除染に向かっていくわけですが、その連絡事が区長さん個人で処理されてしまう。そこを改善してもらいたい。

(伊澤町長)

役場に町民が来られた時、全くそのとおりだと思う。朝礼や庁議で町民の皆さん来られた時、顔あげて挨拶、用件を聞きなさいと話している。職員も半数以上が町外出身者となっていておりできてないことは申し訳ないと思っている。改善策はしっかり考えていきたい。案内若しくは各課で案内する職員など対応していきたい。

細谷行政区内の連絡徹底についてかと思うが、本来ですと行政区長さんから皆さんに連絡していくことになっている。あまりそのような話がなかったし、特殊な状況かと思うので対応策を考えていきたい。

(細谷：女性)

細谷の場合、連絡ごとを個人にお願いしたい。

(伊澤町長)

連絡が徹底できてないことは申し訳ない。ただ、行政区長さんの方から行政区内の連絡を徹底していただくよう、町から各行政区長さんに再度周知の徹底をお願いしたい。

(郡山：男性)

今回の事故はだれが起こしたか、頑張らなければならないのは誰か、汗を流さなければならないのは誰か、ここを明確にしないと町民たちに不利益を与えてしまう。なぜ双葉町が原発事故の影響を受けたかという、当時津波の情報は私に来ませんでした。だから事故が起きて津波が来たのが初めて分かった。後で調べると国では2002年から国と電力とで津波の問題を議論していた。しかも福島県もそこに入っていた。あの混乱の時、菅政権は何をやっていたかという、双葉町も含め浪江町から広野町までを合同対策協議会に入れないうようにした。菅総理は、現地対策本部長に権限の一部を委任しなければならないということに防災訓練ではやっていたが、それをやらなかった。我々に事故最中の情報はよこさなかった。したがって双葉町民の多くは被ばくさせられてしまった。役場は町民に色々関わらせているようだが、もっと事故の本質を調べて町民が頑張らなくていいように、汗をかかなくていいように事故の責任者にやらせるべきと思う。そして、完全に回復されたら営農や商業など何でもできると思う。

私は今、双葉町の空間線量と土壌線量を精査した。旧役場の周辺、東電の事故前の基準で言うとD区域に相当、マスクしないといけない所があり、ヘルスケアー、上羽鳥、羽山神社周辺、山田にもある。全部調査し、その結果は裁判所にも提出してある。あの結果見たら避難指示解除できない。環境省もごまかす、低線量ワーキンググループをつくり20mSv以下でいいみたいなことをしている。

ここで「原発事故の被害の皆さんへ」というペーパーがあるが、「私たちは年間20mSv積算線量超えなければ被害がないかのような一方的な線引きを許さず、子どもたちをはじめ全ての人の生命健康を順守されるよう要求します。要求実現のため活動します。」これはいわきで裁判を起こした人たちの全員の意見である。当時2011年に原告たちは20mSvでだめだ

と言っている。その中に町長もいたこと忘れてないと思うが、このことを訴えている。20 mSvで避難指示解除していることは違法、犯罪である。そんな中で双葉町の復興、営農とか言っているが、あなた方は双葉町の現状をきちんと調べたのかと言いたい。除染したところにD区域何万ベクレルと出ている。基本に基づいた測定結果。羽黒、茗荷沢、大柿ダムだって底に残っているはずである。基本的なことを解決しないで復興だと言っているが、双葉町の全体の復興・復旧、復元、それについて町民を代表して求めるべきである。町民にもものを言って聞かせるのでなく、あなた方が率先して、町民が黙って帰れる環境整備をつくるのが最善の仕事でないか。

基本は、災害対策基本法の第1条、第3条、第4条、第5条に、第4条には都道府県の責務、第5条には市町村の責務と定めている。原子力災害特別措置法第1条、第3条、第4条、第5条、第20条に、第5条には地方公共団体の責務と定めている。これを果たしてから復興の話をしてほしい。この事故は500年の損害だと思っている。今、原子炉の中どうなっているのか全然先が見えない、見えないようにしている国も東京電力も。あの状態でどうして復興、復旧と言えるのか。1号炉の基礎がなくなって転落するかきわどい状態、トリチウムは海水に出すとやがて蒸発して内陸まで来る。事故前のトリチウムの線量知っているが、福島市内で観測されてない。そういう危険な状態にあって夢のような話はダメである。皆さんは早く帰りたい、早く元に戻りたい気持ちが強いから、美味しい話をするとその気になる。あなた方は現実をよく見てほしい。

双葉町は原発事故の収束をしていないことを確認している。平成24年3月7日に当時の原子力対策室長と二人で第一原発に行き、常務、所長を前に事故の収束を確認したら、してませんとの回答(当時の町長へ)であった。あれ以降誰もやっていないのでないか。いわきの裁判で私の言葉引用している。

中間貯蔵施設は、この原因者は汚染者負担の原則から言うと東京電力である。汚染法の中で東京電力に負担させることになっている。中間貯蔵公共事業でなく、原因者は東京電力にやらせるべき。ここまでだまされて、あれほど汚染している双葉町に帰すのは犯罪である。

(伊澤町長)

只今ご指摘ありました、線量の件ですが、もしそういう線量であるならば、後ほど教えていただき再調査をさせていただきたい。私が報告受けている空間線量については、特定復興再生拠点区域、昨年8月30日に避難指示解除した555ヘクタールの中で年間積算線量20mSv、 $3.8\mu\text{Sv/h}$ になっている所ありませんし、駅周辺を中心にした、人が多いエリアは、0.23から $0.3\mu\text{Sv/h}$ 前後をクリアしていると認識している。 $3.8\mu\text{Sv/h}$ の線量は、特定復興再生拠点区域内ではないと報告を受けている。実際、土壌の線量とかはまだ把握していないがそういうことではなかったと思っている。

2002年津波の要件、裁判までありましたし、当時そういう報告あったのに津波対策しな

かったということで最高裁まで上告となったのは認識している。最高裁の判断として、それを判断しなかったのは司法の判断だととらえている。ただ、それを予見できたのに対処しなかったことは個人として憤慨している。そういう予見があったのは地域の安全・安心のために、しかるべき措置を講ずるべきだろうと思っている。線量に関してはご指摘のとおり、そういう地区があるのか後ほどお知らせいただき、町としてその場所を再調査させていただきたい。結果については公表させていただき、そういう事態なら再除染含め、住民の皆さんが戻って住めるような環境整備をしたいと思っている。

(郡山：男性)

ぜひそのようにお願いしたい。私たちは実測して裁判所にも出してある。ただ、それを示す前に町として再調査して、こちらと突き合わせる、まず町でやってください。

津波の問題は、事故前当時の第一原発の副所長と町長応接室で話した。事故対策についてですが、彼は柏崎に費用と人材がかかっているので今大規模なことはできませんと答えている。

2008年、東電設計から15.7メートルという津波の高さの報告を東電が受けているし、平成20年9月に東電第一原発第二応接室で常務たち幹部が津波対策話し合っ、津波対策は不可避と結論出している。しかし、これを止めたのは所長、本店上部役員あたりで、なぜかという柏崎でだいぶ赤字が増えている。津波対策工事をやると発電所周辺から発電所止めろとなる。これ以上赤字が増えたら、経営上の判断で津波対策をやらなかった。地元には大事な情報は全部隠してひどいものである。安全確保協定上の裏切りである。

中間貯蔵施設についても汚染者負担原則から言うと環境省が所管することではない。環境省は分かっているが入ってきたが、分からないのは我々でした。情報閉鎖のためこの事故を招いてしまった。責任の一端は私にもあり、分からなかった大きな責任が私にとって悔いが残る思いである。

今、言われた宿題はいつでも出せますので、とりあえず役場でも測っていただいて突き合わせしたい。

(鴻草：女性)

私も高齢になって車でお墓参りできない。電車を利用して双葉駅に着きます。そのあと鴻草地区のお墓参りはどのような手段があるのか、お聞きしたい。

(中里住民生活課長)

車がない方のお墓参りの手段ですが、コールセンターに問い合わせると車の手配をすることになっている。

(中野農業振興課長)

前担当として補足するが、帰還困難区域に立入りする場合は、個人で車を使うか、バス立入りの方法がある。そのほかにジャンボタクシーがあり、双葉駅を中心に日程、台数に

限定ではあるが、予約をしていただき、スクリーニング場を経由して希望するお墓やご自宅に行く方法がある。まず、希望する日程に合うか分かりませんが、上手く調整してもらえれば利用できる。

(鴻草：女性)

ジャンボタクシーの場合、ゲート通過の許可はどうか。

(中野農業振興課長)

鴻草高田ゲートがあるが、ジャンボタクシーの場合は特にいない。スクリーニング場で一連の手続きしていただき、ゲートを通過してご希望のお墓、ご自宅に行けることになっている。

(細谷：女性)

本日、伊藤町議会議長も見えているのでお願いがある。町議会議員さんの顔が分かりません。昨日、駅西住宅に行ってきたが、そこでも議員さんの顔が分からないと言っていた。

駅西住宅の放射線量どのくらいあるか。町の85パーセントが除染されていないが、そこに帰るとなれば除染してもらえるか。

(伊澤町長)

駅西の線量に関しましては、空間線量率0.23 μ Sv/h以下になっている。それから、85パーセントの所に戻ってくださいということでない。帰還困難区域の除染、インフラ整備もできて線量を公表し、個人個人の判断で納得して帰っていただく形を取らざるを得ない。町として戻れとは言わない。それから反面、町民の方が戻る率が少なくなってしまうと移住する方に力を入れざるを得ない現実がある。

私としては、元々の町民の方が戻って来てもらうのがベストと考えているが、今の状況で町を存続させるには、住民が戻って増えていかないと厳しいことになるだろうと危機感を持っている。国の支援、交付金、補助金がいつまでも継続するとはあり得ない。町の交付税措置は人口がベースになっている。優遇措置がなくなった場合に双葉町は厳しい状況になるだろうと思っている。一方では双葉町の責任でこの状況になったのではなく、国としては町が一本立ちできるような支援は当たり前と思っている。ただ、国へ要望しても言葉では理解しているが履行する担保はありません。ですから、早い時期に皆さんに判断してもらって環境整備が必要だと思っている。

(細谷：女性)

来年度から個人住民税がかかるような説明でしたが、住民票を移す方もいると思うがその場合、町からの広報紙などの支援も無くなるのか。

(伊澤町長)

住民票の問題は、双葉町から移るといえるのはできれば残してほしい思いはあるが、これは皆さんの判断となる。広報紙などは希望する方には送る。平成23年3月11日当時、住

民票があった方などには国の支援策は継続になる。

(細谷：女性)

中間貯蔵施設区域に居住していた方は、以前、特例で住民票がおけるとの町長の説明でしたが、いつまで続くのか。

(伊澤町長)

以前、そのような話はした。中間貯蔵施設内区域の土地を売買、地上権設定されたとそれぞれである。特に売買した方は、居住実態が無く住所そのものが無くなってしまう。ですが、今回本人の意思を優先させて、住民票を双葉町に残したい方は特例で残すことができる。その期日に関しては、今のところ住民票を避難先に移しなさいとは言われていない。ですから本人の意思で双葉町民として継続できる。

(郡山：男性)

この事故は、東京電力が起こしたわけだから、東京電力の全責任である。それに行政が介入して東電を擁護する政策を続けている。なぜ今抱えている諸問題を国側になっているのか、町は被害者の代表であるので、もっとこの事故の真相を調査し今言うような不都合、不利益なことを町民に与えてはいけない。

私たちは原子力行政で何の規制も義務もなかったが、事故の負担は双葉町、町民が負うという、権限がないのに義務を負うことは法的にあり得ない。

固定資産税が元に戻る説明だったが、町民の代表として町執行部は、双葉町はまだまだ無理だと、なぜ国はそこまで関与するのか、双葉町は東電と交渉するとならないのか。町民を守ることは、災害対策基本法に定められ全てを保護するとなっている。それなのに、これはだめだとか、町執行部は言える立場でないのもう少し足元をよく見てほしい。

例えば、東海村でのJCO臨界事故では1mSv以上の被ばくをした人は、今でも健康診断は無条件で受けられるよう茨城県が実行している。では20mSvは何ですか。被ばくした人は健康診断を受けられるよう茨城県は担保している。皆さんはやらなければならない雰囲気ですりこまれているけど、自分の権利を主張してよい。個人の財産権に関しては行政も関与できなく担保されている。伊澤町長が中間貯蔵施設について合意に当たっては、どれだけ地権者の同意を得たのか、委任状をどれだけ集めたかが問題になってくる。民法643条、644条になんと書いてあるか。

避難指示解除に当たっても賠償の請求権があるのか、ないのか、町民の方は分かってますか。東京電力から賠償終わったので賠償請求ありませんと外されたらどうする。まだまだ被害が続いているのに、町ではそこまで検討したか。

放射線をあびた人は、生命保険に入れない特約条項があるので、これも被害である。町民が被害を被ったことに役場職員が汗をかくこと。国から言われたことは誰でもできる。双葉町民が困らないようにやるのがあなた方の役目でないか。

双葉町に中間貯蔵施設を受ける原因がなく、5、6号機は放射性物質を出してない。出したのは大熊町にある原発である。核のゴミを受ける理由がなく私は反発していた。

避難指示解除して、町民の被害請求権がありませんと東電から言われたら、どうするのか。伊澤町長が負担するようになる。だから、忌憚のない話を町民とやるべきで、町民にああしろ、こうしろでは困る。町民が何を悩んで、何が問題か座談会を多く持って、東電や国に伝えてほしい。

避難指示解除された町民に、東電は裁判所で旧町民と言っている。こんなこと民間企業に言わせていいのか、侮辱である。私たちは町民と思っているのに、東電にそういう呼び方をされて悔しい。

(伊澤町長)

中間貯蔵施設の判断は、町として受け入れ判断したことは事実である。地権者の皆さんが納得しないと出来ないのも、国の用地取得に当たっては一人一人の住民の皆さんが納得して承諾いただかないと無理であると、何回も話してある。今、双葉町の中間貯蔵施設500ヘクタールの4分の3が民有地、4分の1が町有地、民有地の90数%は同意をいただき、用地取得・地上権設定となっている。町としては30年後の県外搬出を必ず履行させるため、後々の政治や法律等が変わった場合も想定して原則、地上権設定をしている。2045年の判断には、その時の町長がノーと言える立場を担保したものである。先ほど言われた町民の皆さんが納得している、してないとの話とは違う。一人一人の地権者の皆さんが承諾して売却、地上権設定しているのが、90数%の数字である。双葉町が中間貯蔵施設を受ける理由はないだろうということ、全くそのとおりである。ただし、福島県内、さらに福島県外にまで、福島第一原子力発電所1から4号機までの飛散した放射性物質の被害、この除染した土壌、福島県内約1,300箇所仮置きがあった。そのような場所に町民の皆さんが数多くお世話になっている自治体もあり、福島県の放射線被害を軽減するためにはどうするか、中間貯蔵施設を一カ所に集めることは必要なことであると判断した。それから福島県内の復興がこれだけ進んでいるのは、双葉町、大熊町の犠牲の上に立った結果である。私はこれが正しいとは言わないが、間違っていたとも思わない。この施設は誰かが判断しなければならず、福島県内、日本全国でこの施設を引き受けるところがあるかということである。なかったら、福島の復興は残念ながら今のように至ってないのは確信できる。双葉町と大熊町が判断せざるを得ないとの考えに至った。このことについては、先ほどご指摘あったことも一つの考え方であり、私の考え方が正しいとまでは言っていない。この判断が正しいか、正しくないかは町民の皆さんが判断するところである。

閉会 16時50分